

平成29年9月

中札内村議会定例会会議録

平成29年9月7日（木曜日）

◎出席議員（7名）

1番	北嶋信昭君	2番	欠員
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上松丈夫君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	坂村暢一君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課 課長補佐	氏家佑介君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑 浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 木村優子君

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		村政及び教育行政執行状況報告
日程第 6	陳情第 2 号 (委員長報告)	「全国規模の総合的なイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書の採択を求める要請書
日程第 7	報告第 2 号	平成 2 8 年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 8	議案第 6 1 号	中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 9	議案第 6 2 号	中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 1 0	議案第 6 3 号	中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 1 1	議案第 6 4 号	中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 1 2	議案第 6 5 号	中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 6 6 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 1 4	議案第 6 7 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 1 5	議案第 6 8 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 1 6	議案第 6 9 号	平成 2 9 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 1 7	議案第 7 0 号	平成 2 9 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 1 8	議案第 7 1 号	平成 2 9 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 1 9	議案第 7 2 号	平成 2 9 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について
日程第 2 0		中札内村新庁舎建設調査特別委員会の設置について
日程第 2 1	認定第 1 号	平成 2 8 年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 2	認定第 2 号	平成 2 8 年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 3	認定第 3 号	平成 2 8 年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 4	認定第 4 号	平成 2 8 年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 5	認定第 5 号	平成 2 8 年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 6	認定第 6 号	平成 2 8 年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年9月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

今日、これから暑くなる模様ですので、上着等は脱いでもらって結構ですので、そういうことでよろしくお願いをしたいと思います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番男澤議員と6番宮部議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

中井議会運営委員会委員長、よろしくお願いをいたします。

（中井康雄議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（中井康雄君） おはようございます。

平成29年度中札内村議会9月定例会について、8月31日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いましたので、内容をご報告いたします。

今定例会への村長提案は、報告が1件、議案が12件であり、報告は平成28年度健全化判断比率と資金不足比率の報告について、議案については、公平委員会員の選任同意3件と固定資産評価審査委員の選任同意1件、条例の一部改正が1件、規約変更関係が3件、一般会計及び特別会計の補正予算が4件、平成28年度決算に係る認定が6件となっており、そのほか、村政及び教育行政執行状況報告がなされます。

また、議会提案等では、諸般の報告があり、その中で総務厚生常任委員会所管事務調査報告を願います。

意見書・請願等につきましては、陳情1件が提出されておりますが、資料配布といたしましたので、本定例会での提案はありませんが、6月定例会から継続審査となっております陳情第2号について、総務厚生常任委員会からの報告をお願いいたします。

会期につきましては、本日から20日までの14日間であります。

決算認定6件の審議につきましては、9月11日から13日の3日間、本会議での審議をお願いいたします。

一般質問は、5名から5問の通告がありましたので、最終日20日での質問を予定してください。

また、産業文教常任委員会による農作物作況調査報告も同じく最終日20日にご予定ください。

当初提案にはありませんが、特別委員会委員の派遣承認と教育委員の任命同意案件が20日に追加提案される見込みであります。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内容についてのご報告といたします。

○議長（高橋和雄君） これで委員長の報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から9月20日までの14日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月20日までの14日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

6月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了解を願います。

次に、閉会中における委員会の活動について、委員長から報告を求めます。

総務厚生常任委員会所管事務調査について、男澤総務厚生常任委員長、お願いをいたします。

（男澤秋子総務厚生常任委員会委員長登壇）

○総務厚生常任委員会委員長（男澤秋子君） それでは、総務厚生常任委員会所管事務調査報告をいたします。

赤ナンバー3番をご覧ください。

総務厚生常任委員会は、今年度の所管事務調査として、7月20日に十勝管内清水町を訪問し、防災対策について、平成28年連続台風による清水町の災害対応経験から学ぶことを目的に、視察調査を行いました。

調査参加者は、総務厚生常任委員5名と議会事務局員1名の計6名であります。

調査の目的と結果ですが、目的は、平成28年8月の連続台風により、十勝管内は甚大な被害をうけ、本村では、札内川築堤の一部決壊、強風による森林被害や冠水による農業被害、大雨による道路や橋梁の崩落、札内川園地バンガローの流失などの被害を受けました。

住民がまさかに備え、いざという時に行動できる安心・安全の地域づくりの参考に資するため、十勝管内で被害が最も大きかった清水町の災害時の状況と、その経験から学んだ課題やその後にとられている対策について、被災現地と復興状況の視察とともに調査を行うこ

としました。

(3) の、清水町における災害に至る経緯と被害状況ですが、台風10号が接近して通過した時には、帯広測候所の速報値では日高山脈山頂付近で約600ミリの降水量があったと解析されたそうです。

そのことにより、清水町を流れる複数の河川が氾濫し、2名の方が行方不明となり、公共インフラの崩壊や住宅の全壊・半壊、多数の床上・床下浸水などの甚大な被害をもたらしました。

清水町では、これまで被災経験はほとんど無く、35年ぶりに災害対策本部を設置し、現在まで国や道など関係機関を始め、多くの方々の支援により、復旧・復興に取り組んでおりました。

清水町で説明を受けた主な被災の状況は記載のとおりですが、建物被害、道路通行止め、鉄道被害による不通、農業、農業用施設被害、水道施設被害による断水などの被害のほか、停電や電話などの通信網被害もあり、住民などへの連絡や周知の対応にまで混乱が生じたそうです。

その被害額は、農業被害も含む公共被害額で164億9,600万円、民間被害額は18億2,300万円で、清水町の負担額は約50億円になるとのことでした。

(4) の、町の対応と住民避難の状況ですが、河川の水位上昇に伴い、清水地区市街と御影地区市街で避難勧告と避難指示を出し避難所へ誘導されました。

住民への伝達方法は、登録メールでの発信、エリアメールでの発信、防災行政無線・広報車により周知が行われましたが、メール情報発信システムの登録者が少ないことや、市街地に個別受信機を配備しておらず農村地区も一部のみの設置であったこと、屋外情報無線スピーカーや広報車で周知は雨音が大きいことから聴き取れない状態であったことなど、これらの手法では伝達を行うこと目的は達成できず、結局、避難の呼び掛けは、職員が必要な地区をまわり、住宅一軒ずつ声かけを行うことで伝えたそうです。

しかし、河川の氾濫が迫り職員の身も危険な状況であったとのことで、大きな反省点でもあったそうです。

(5) の、課題と対応策ですが、被災状況が一段落した後に、町民からの意見、要望などを聴取し課題と今後の対応策がまとめられていました。

内容は記載のとおりですが、すべてが本村にも共通する内容であり、村の防災対策として参考の必要性を感じます。

まとめですが、庁舎での説明の後、清水町内の被災箇所を視察させていただきましたが、現在も復旧工事が多くの箇所で行われており、その被害の大きさを改めて認識することとなりました。

清水町の視察から、本村の課題として、行政における災害時の対応や防災・減災対策の備え、また、住民や民間での役割の明確化と連携体制の強化を図らなければならないことだと再認識しました。

本村においても、昨夏の台風時の災害対応に関する検証結果を元に、庁内での情報共有や避難情報の住民周知、避難所運営などさまざまな点での改善や、可能な限りの住民主体の自主防災組織や民間との連携による防災対策の確立が必要と感じました。

防災、減災の最大の目的は人の命を守ることであり、住民、民間、行政が一体となって防災の強化に取り組んでいかなければなりません。

今回の調査結果が、今後の村の防災対策に生かされるよう、議会としても更なる研究と提

言に努めてまいります。

以上、総務厚生常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（高橋和雄君） これで総務厚生常任委員長の委員会の報告を終わりたいというふうに思います。

◎日程第5 村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第5、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許したいと思います。

はじめに、森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、6月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、開村記念日の9月1日に、開村70周年を祝う記念新聞を、取材協力や編集など多くの村民の協力をいただきながら発行いたしました。

文化創造センターで開催した式典では、次世代を担う小学生・中学生から中札内村への思いを発表してもらった「未来創造会議」と現在の村の姿を紹介する記録映像の試写会を行いました。

また、村表彰条例に基づく表彰を、中札内消防団長から推薦のありました川島真次氏と櫻井康正氏に社会功労表彰を行い、農業委員会委員を退任された7名の方に感謝状の贈呈を行っております。

次に、役場庁舎の改築についてですが、庁内の検討委員会において新庁舎建設の基本構想ならびに基本計画を検討してきましたが、防災拠点としての役割を担う施設とすること及び移転にかかる費用が多額にならないことなどから建設候補地を旧中札内保育所といたしました。

今定例会に基本設計など関連予算を提案し、今後、村民との意見交換を行い、あわせて現在用地の活用策を検討してまいります。

非核平和の取り組みについてですが、7月31日から8月18日まで文化創造センターにおいて、広島平和記念資料館の協力のもと、原爆の子の像のモデルとなっている佐々木禎子さんの折鶴ポスター展を開催し、19日に平和を願う読み語りを図書館内で開催しております。

次に企画財政グループについてですが、普通交付税は、7月に算定事務を終え、当初予算額に対し4,801万4,000円増の16億4,491万円となり、前年度交付税決定額との比較では、5.5%、9,596万4,000円の減額となっております。

また、臨時財政対策債は、当初予算額に対し、1,081万2,000円減の1億888万8,000円を限度に決定される見込みで、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた前年度交付税決定額との比較では、9,909万4,000円、5.4%の減額となっております。

本村の普通交付税の減額要因としては、リーマンショック後の景気対策として、地方の税

収不足を補うために導入された別枠加算が段階的に縮小されてきたことが主な要因であります。

コミュニティバスについてですが、イベントなどに対応する臨時運行を7月21日の商工会七夕まつりと8月19日の村民盆踊りにPRを兼ねて行い、会場に訪れた方々に利用していただいております。

日本で最も美しい村連合の総会及びフェスティバルが、6月28日から30日の三日間、山形県飯豊町で開催され、景観まちづくり委員2名が参加しております。

今回の参加報告については、10月に予定している景観フォーラムにおいて発表する予定であります。

2回目となる中札内花咲くコンサートは、昨年同様、帯広市・民間企業と連携した中で実行委員会を組織して、8月12日に開催いたしました。

曇り空で雨の心配もありましたが、連動する十勝のイベントが実施されることから、道内外から多くの方が来場し、新たな交流人口の拡大につながってきていると考えております。

ご尽力いただいた実行委員長の杉江茂様をはじめ、実行委員の皆様へ感謝とお礼を申し上げます。

情報発信の取り組みでは、8月から村ホームページに新しいコンテンツである「村長室によろこそ」とフェイスブックに村長公式アカウントを開設し、中札内村の魅力を発信しております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、児童医療関係では、これまで乳幼児等医療費で2,316件、約470万円の医療費を助成しております。

有害鳥獣関係では、昨年同様、猟友会帯広支部中札内部会の会員の方々を鳥獣被害対策実施隊員として任命させていただき、それぞれ有害鳥獣の駆除に取り組んでいただいているところです。

7月末現在の捕獲・駆除状況は、ヒグマ1頭、エゾシカ128頭、キツネ143頭、カラス125羽、ドバト228羽となっております。

国民健康保険税関係では、システム設計の不備を原因とする後期高齢者医療保険料における軽減判定誤りがあることを、昨年12月に国が公表したことを受け、国民健康保険税にも同様の誤りがあるのではないかと推測され調査を進めてまいりました。

平成29年度分については賦課決定の前に軽減判定の再計算を実施し、納付書を送付したところです。

平成28年度以前分については、地方税法で定められた賦課決定期限内の対象者を抽出して再計算を行い、過大徴収が4人の方に対して5件27万4,100円、過小徴収が2人の方に対して2件12万4,100円あることが判明し、訪問による説明を行い、すべての方にご了解をいただき、すでに還付、納付を完了しております。

保険税軽減判定所得の算出に税法上と異なる取り扱いがあることが算定誤りの要因であることから、国は平成30年度施行予定で政令の改正を検討しており、今後とも法令を正しく理解し適正な業務の遂行に努めてまいります。

国民健康保険制度改正についてですが、8月4日に行われた北海道ブロック会議では、来年度に向けての市町村の事務処理フロー、北海道の激変緩和措置のイメージなどが示されました。

8月17日には第3回納付金仮算定結果が通知され、8月29日には全道を7ブロック

に分けた市町村連携会議が開催され、納付金等についての説明、意見交換が行われました。

これを受け、村国保運営協議会を8月30日に開催し、これらの動向を報告したところがあります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、今年度の経済対策臨時福祉給付金は、7月末まで申請受付を行い、給付額一人あたり1万5,000円を471世帯、627名に対して総額940万5,000円を支給しております。

先に改正された介護保険法に準じて、昨年10月より新規で開始した生活支援体制整備事業は、社会福祉協議会における体制が整わず、引き続き事業委託することが困難となりました。

4月以降、村直営による協議体設置に向けた準備会を立ち上げ、村内の関係団体や住民を含めた協議体の設置から、生活支援コーディネーターの配置、村民アンケート調査、サービス内容の協議などを順次進めているところです。

次に、保健グループについてですが、対がん協会による巡回健診の結果説明会を7月に実施し、対象者95人の方に対して、保健師と管理栄養士が個別に面談を行い、健診結果と生活習慣病予防のための工夫について説明を行っております。

さらに、その中で栄養指導の必要性がある方を抽出し、個別面談による指導を8月に実施しております。

全村的な食生活の改善と健康増進を目指した七色献立プロジェクトの取り組みとして、村内の飲食店や道の駅の直売所13店舗に参加・協力いただき、地元野菜をふんだんに使ったメニューを提供する「七色野菜 彩りプラス」を8月の期間限定で実施しました。

また、生産者である農協青年部と若妻会ご協力の下、圃場での枝豆収穫体験やトラクター試乗体験のほか、野菜ソムリエを招き屋外で野菜を使った料理づくりを学ぶ「親子で食育体験教室」を8月20日に開催し、31名の親子に参加いただきました。

広く村民を対象に企画いたしました「食と健康 講演会」は、株式会社 タニタヘルスリンクの管理栄養士を講師に迎え、8月25日に文化創造センターを会場に開催し、村内外から多くの参加をいただいております。

保健師と管理栄養士が直接行政区に出向きお話をする、げんき講座宅配便は、現在まで3行政区から依頼があり、1行政区に対して生活習慣改善による疾病予防と、七色献立プロジェクトの取り組みなどをテーマに講座を開催しております。

北海道不育症治療費助成事業の実施を受け、本村において子どもを産み育てやすい村づくりを推進する目的で、不育症に係る治療費助成を新規で実施いたします。

この事業は、本年4月以降に受けられた不育症検査・治療の費用に対し、道の助成額に上乘せする形とし、本村においては20万円を限度として助成するもので、1件分の所要額を本定例会の一般会計補正予算で計上しております。

次に、保育園についてですが、認定こども園への移行後、中札内きらきら保育園での新たなカリキュラムとして、外部講師によるマット・跳び箱・鉄棒などを使用した運動あそびとサッカー教室を毎月1回程度のペースで実施しており、園児も興味をもって取り組んでいます。

運動あそびを通して、園児が楽しく体を動かすことを知るほか、バランス感覚を養うことで、怪我をしない身体づくりに役立つものと考えております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農作物の状況は、6月・7月は好天に恵まれ、夜温が比較的良かったことや7月上旬に気温が平年よりも高い日が続いたことから、全般的に順調に推移し、特にてん菜は平年より早い生育となっております。

小麦も天候に恵まれ収穫を終了し、長雨、日照不足に見舞われた昨年を大きく上回る収量となる見込みであり、枝豆については、8月23日から収穫が始まっております。

畜産関係では、大規模草地育成牧場牛舎建設及び付帯施設改修工事は、7月3日に入札を行い、発注を終えており、また、牛サルモネラ予防接種事業は新規接種を行った酪農家もあることから、8月現在4,625頭のワクチン接種を終了しております。

林業関係では、村有林整備工事として、下刈り13.70ヘクタールが完了しております。

観光関係では、7月2日に第46回ピョウタンの滝やまべ放流祭を開催し、約2,800人が訪れ、やまべ・ニジマスのかみ取りや移動動物園は、子どもたちに大変人気であり、その他のイベントも多くの方に楽しんでいただきました。

札内川園地での観光協会の取り組みとしては、山岳センター内のレストランを活用し、特製ダムカレーを提供するフードイベントを7月下旬及び8月上旬の土、日曜日に4回開催しております。

また、道の駅は、6月24日、25日にテナント会主催による道の駅感謝祭を開催し、5月以降も集客及び売り上げが前年を上回る状況となっております。

実行委員会主催により実施しております花フェスタは、昨年度からイベント内容を変更し道の駅ガーデンとして実施しておりますが、2回目の今年度は7月20日から31日まで開催し、約1,400人の入込となりました。

道の駅ガーデンに先立ち、村民の方を対象にハンギングバスケット及び寄せ植え講習会を開催し、延べ44名の参加をいただき、講習会で制作した多くの作品を道の駅ガーデンで飾ることができました。

ご支援、ご協力いただいた方々に対し感謝を申し上げます。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

道路維持関係では、村道の草刈作業及び支障木枝払いなどのほか、定期巡回点検を行いながら随時補修などを実施し、良好な道路維持に努めております。

また、道路側溝が閉塞し本来の機能を果たしていない箇所を床浚等を実施しております。

公園関係では、7月の干ばつによりパークゴルフ場の芝生が一部枯れてくる状況にあり心配しておりましたが、散水対策やその後の雨の影響により回復している状況にあります。

定住対策では、中札内スタイル住宅建設奨励対象として4件、移住促進奨励対象として1件を認定するとともに、民間賃貸住宅家賃助成では、新たに17件の認定を行っております。

また、合併処理浄化槽設置整備事業では1件の補助を行っております。

村営住宅入居関係では、第2回目の公募を7月に行っているほか、随時募集住宅で6戸の入居決定をしております。

なお、本年3月に完成しました子育て世帯及び新婚世帯が入居可能とした「ふれあい団地」については、これまで2回の募集を行いました。1戸の入居に止まっていることから対策が必要と考え、今議会において要件の緩和などを含む一部改正条例及び住宅設備の充実を図るための補正予算を提案しております。

工事等の発注関係では、中札内団地ストック改善工事、村道西戸蔦・東戸蔦38号道路戸蔦大橋災害復旧工事、公共施設解体撤去工事その1、河川護岸復旧工事、中札内小学校普通教室床張替工事、住宅火災警報機取替工事、泉団地ストック改善工事などの発注をしております。

ます。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、上松教育長、お願いします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 定例会の開会にあたり、6月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

学校教育の状況であります。研修事業は、7月27日に、中札内村・更別村教育委員会連携研修講座を両村教育研究所が主体となって、北海道教育研究所の中井英和研究研修主事を招いて、「道徳科の改訂の要点・授業改善に向けた取組・評価」をテーマに開催しました。

講義の後に、教育委員会の山上指導参事から、学習指導要領改訂のポイントや移行措置について説明をしました。

同日、村教育研究所主催による小中高連携講座では、北海道教育評価研究会会長で札幌市立北の沢小学校長の板田裕子氏と、同事務局長の札幌市立新琴似北中学校長の小松田靖氏を講師に、「児童生徒の主体性を引き出す評価のあり方～「特別の教科 道徳」の評価に関する提言」をテーマに開催しました。

公益財団法人北海道学校給食会主催による子ども給食教室が8月4日、上札内交流館を会場に開催され、中札内小学校と上札内小学校の児童19人が、地場産の食材を使った給食の調理実習と、あんてい代表道見ひろみ氏を講師に中札内村の食材を学ぶ講義を受け、食に対する意識を高めました。

社会教育活動では、ジュニアアウトドアスクールは8月6日・7日の1泊2日で、小学3・4年生26人と高校生ボランティア4人が参加して、ネパール足寄を拠点に体験研修を行いました。

中札内村・南砺市交流事業では、7月28日から31日までの4日間の日程で、中札内小学校と上札内小学校の5・6年生25人が南砺市を訪問し、南砺市の風土に触れる体験活動と、福野地区の児童と合同で自然体験研修を行うなど、交流を深めてきました。

川越市少年の翼は、8月20日から24日までの5日間のうち22日までの3日間、上札内交流館に滞在し、野外活動、中札内中学校生徒との交流のほか、ダム見学、相原求一朗美術館見学、農業体験などを行いました。

更別村青少年劇場と中札内村学校教育振興会主催による舞台芸術鑑賞事業は、8月28日から8月31日までの間で3回、文化創造センターを会場に、両村の小学生、幼稚園・保育園児を対象に、演劇、音楽を鑑賞しました。4回目は9月11日に、中学生、中札内高等養護学校生徒を対象に演劇を実施します。

新たなアートのまちづくり事業の一つとして実施する、武蔵野美術大学と連携した子どもアートプロジェクト「旅するムザビ in 中札内」は、6人の学生を招いて、8月19日から31日まで、小中学校でのサポートティーチャー、ワークショップ、鑑賞授業、絵画の創作活動などを行いました。

日本クラブユースサッカー選手権（U-15）大会が帯広市・幕別町と中札内交流の杜を会場に開催され、交流の杜では、8月15日から20日までの期間、無事に全大会日程が終了しております。

大会期間中は、交流の杜宿泊施設に審判団が滞在されました。

また、観光協会や村民有志の協力により、総合案内所や飲み物、焼きとうきび、観光グッ

ズの販売コーナー、パンフレットの設置を行ったほか、観光協会提供により参加48チームの全選手にえだ豆のパックを贈呈し、本村の魅力を全国に発信する取り組みを行っております。

体育関係事業では、6月25日に様似町のアポイ岳で村民登山会を、7月9日に村民スポーツ大会ソフトボール大会を、8月20日にパークゴルフ大会を、9月3日にゲートボール大会を終えております。

村民プールでは6月13日から8月8日まで、一般向け、子供向けの水泳教室や水中エクササイズを6講座24回実施し、延163人の参加をいただきました。

以上、主要事項について申し上げ報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

◎日程第6 陳情第2号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書の採択を求める要請書

○議長（高橋和雄君） 日程第6、陳情第2号、「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書の採択を求める要請書を議題にいたします。

この陳情は、6月定例会で総務厚生常任委員会に付託し、継続審議となっていた事件であります。

審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

男澤総務厚生常任委員長、お願いをいたします。

（男澤秋子総務厚生常任委員会委員長登壇）

○総務厚生常任委員会委員長（男澤秋子君） 総務厚生常任委員会審査報告。

平成29年6月20日開会の定例会において付託され、継続審査となっていた事件について審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

審査終了した付託事件は、陳情第2号、「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書の採択を求める要請書であり、6月定例会で付託され、6月20日の審査では継続審議となったことから、8月18日に再度全委員の出席を得て審議いたしました。

結果は、本陳情の内容・趣旨はさらなる研究が必要であり、陳情第2号は不採択と決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋和雄君） 総務厚生常任委員会の報告が終わりました。

これから陳情第2号、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

陳情第2号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第2号、「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書の採択を求める要請書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択ですので、起立により採決を行いたいと思いません。

この陳情採択に賛成の方の起立を求めたいと思います。

委員会の決定は不採択ですので、この陳情に対する採択に賛成の方の起立を求めたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

賛成の方の起立はございませんか。

(賛成者起立)

○議長(高橋和雄君) 起立は少数でございますので、陳情第2号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

◎日程第7 報告第2号 平成28年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長(高橋和雄君) 日程第7、報告第2号、平成28年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題にしたいと思いません。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 平成28年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

平成28年度の中札内村健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、別冊の監査委員の審査意見を付して報告するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長(阿部雅行君) 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー5番、議案書1ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、四つの指標を定め、監査委員の審査を付した上で、議会報告し公表しなければならないとされております。

まず、1番目の健全化判断比率でございますが、①の実質赤字比率は、一般会計を対象とした指標。

②の連結実質赤字比率は、全会計を対象とした指標で、本村は、実質収支が黒字でありますので、①、②の表示はございません。

また、④の将来負担比率は、出資法人などを含め、将来負担すべき実質的な負担に対して、標準財政規模を基本とした額との比率で、①、②と同様に黒字であることから表示されません。

③の実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標で、4.9となっております。

この比率について、本村における早期健全化基準は、25.0ですので、指標から見た本村の財政状況は良好と言えます。

次に、2点目の資金不足比率ですが、これは公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率で、簡易水道、公共下水道会計ともに資金に不足を生じておりませんので表示されていません。

表の右側の早期健全化基準、経営健全化基準の数値は、自主的に財政の健全化を図るべき基準の数値となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで説明が終わりました。

この平成28年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告については報告済みといたします。

◎日程第 8 議案第61号 中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

◎日程第 9 議案第62号 中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

◎日程第10 議案第63号 中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（高橋和雄君） この際、日程第8、議案第61号から、日程第10、議案第63号までの中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括議題に供されました公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

公平委員会委員であります香田實氏、平崎良和氏、榎志津子氏の3氏が、9月30日をもって任期満了となります。

このことを受けて、榎志津子氏については引き続き選任し、ひばりヶ丘行政区在住の知本正幸氏（67歳）、同じくひばりヶ丘行政区在住の高木達彦氏（65歳）を新たに公平委員会委員に選任したいと思います。

知本氏は、昭和47年から平成23年まで39年間役場職員として勤められ、その後、平成23年から平成27年まで村議会議員として、まちづくりの推進にご活躍されました。

また、高木氏は、昭和51年から平成21年まで33年間農協職員として勤められ、その後、平成23年から平成29年まで2期の農業委員として、農業行政の推進に寄与されました。

榎氏、知本氏、高木氏ともに人格、識見ともに優れており、公平委員会委員として適任者と存じます。

なお、本委員の任期は平成29年10月1日から平成33年9月30日までであります。

ここに、議会の同意を得たく、ご提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明を終わりたいと思います。

これから3件を一括して質疑を行います。
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

議案第61号、中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号に対する採決をしたいと思います。

議案第62号、中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号、中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第64号 中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて

○議長(高橋和雄君) 日程第11、議案第64号、中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村固定資産評価審査委員会委員のうち、片山勇一郎氏が平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、再度選任いたしたく、地方税法第423条の規定に基づき、議会の同意を得たくご提案いたしますので、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第64号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

議案第64号、中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第65号 中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第12、議案第65号、中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地域優良賃貸住宅の入居基準の見直し及び入居者に対する家賃の減額措置を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細は、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、成沢施設課長、お願いします。

○施設課長（成沢雄治君） それでは、補足して説明させていただきます。

今回の改正は、地域優良賃貸住宅制度を活用し、本年3月に建設が完了しました1棟8戸建てのふれあい団地の入居状況が、執行状況報告の中でも触れさせていただいたように、これまで2回の募集を行い、1戸の入居にとどまっている状況にあることから、入居基準の緩和を行うとともに、家賃の減額規定を設けることで、空き住宅の解消や子育て世帯等に対する居住の安定と定住促進を図るためのものがございます。

それでは、黒ナンバー11、議案関係資料の1ページをお開き願います。

中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の新旧対象表により説明をさせていただきます。

第2条第4号の子育て世帯の生計中心者の年齢を満40歳から50歳に引き上げ、同居

者を中学生から18歳未満までとする年齢基準の緩和を行うものであります。

同条第5号の新婚世帯につきましても、同じく40歳から満50歳に条件緩和するものでございます。

なお、18歳未満とは、規則で定めますが、誕生日が到来する年度の末日といたします。

次に、家賃の減額規定を、第12条の2として、子育て世帯に限り減額を行うことができることとし、減額のための補助につきましては、別表第2表で定めております。

次のページをお開きください。

2ページになりますが、別表第2として、家賃減額のための控除額を、同居親族18歳未満一人当たり5,000円とし、限度額を1万円とさせていただきます。

附則では、1として、施行日は公布の日からとし、第12条の2の改正規定、家賃の減額ですが、平成29年4月から適用することといたします。

2では、この条例の施行前の条例に基づいて、すでに納付された家賃は、改正後の条例規定を、前納家賃とみなすことで、現入居者との格差等が生じないように対応するものでございます。

家賃の減額につきましては、地域有料賃貸住宅の家賃の低廉化対策として、家賃減額に対する国庫補助制度の活用も想定しているところでございます。

なお、議案決定後、条例の交付に合わせ、施行規則につきましても一部改正を行います。

以上で中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部の改正に関する補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

議案第65号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） ただいま報告もありましたけれども、今年の3月に、このふれあい団地8戸を建設すべく、平成28年の12月定例会で、子育てあるいは新婚世帯を入居可能とした条例が提案をされたわけです。

そのときの質疑の中でも、この年齢要件、あるいはまた、家賃の緩和について質疑がなされましたけれども、答弁として、運用基準がある、あるいはまた、公営住宅法のルールがあって引き下げることは出来ないという、こんなことで現在の規定となっている状況です。

それを受けて、状況として、執行状況報告、あるいはまた、平成28年度の決算審査意見書でも詳しく述べられておるわけですが、この5カ月間、8戸中1戸しか入居がないという異常な状況が続いているということは、私もびっくりしたわけですが、結果的には住民の入居ニーズに合っていないという、こんな状況が続いていたのかなというふうに思います。

それを受けて、今回の要件の緩和について提案されたことについては、大変いいことだなというふうに思うのですが、それで確認をしたいのは、民間賃貸住宅ということで、近年かなり中札内も建っていますよね。

それで、それぞれ家賃だとか、あるいはまた、村の条例で民間賃貸住宅家賃の助成ということで、民間住宅に限って1万円の補助をやっていますよね。

そんなことを含めて、今回の1万円減額した状態で、それらを総合的に判断する中で、全戸入居が可能になればいいのですが、そういうことを私も期待しているのですが、それらの家賃で自信を持って全戸住民のニーズに合った、ぜひ入りたいという人が出てくる予

測をしているのかどうか。

その辺を確認したいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 今、ご質問いただきました助成1万円で、これから今の空き状態が解消できるかという質問だったかなというふうに思いますが、まず基本的な考えとして、民間住宅の今ある状況を一度、いろんな状況を調査させていただきました。

その中で、家賃の比較をする中でいきますと、1万円減額していくことによって、民間住宅よりは若干、区分ごとによって若干変わるとは思いますが、下がる状況になるということになります。

ただし、民間住宅につきましては、補正予算でもお話をしなければいけないことになるとは思うのですけれども、住宅内部の設備が充実されているということでの入居になっているのかなというふうなことを考えておりますので、今回の減額プラス住宅内の設備がしっかりしていかないと入居につながらないということを考えてまして、今回提案させていただいているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） いろいろあろうかと思うのですけれども、最終的に聞きたいのは、それらを含めて、要件の緩和ということでこの額にしたのですけれども、この額でやはりニーズに合った形で全戸に応募があって入居できるようなことでの改正にしないとだめだと思うのですが、そこら辺について自信を持っているのかどうか。

その辺を再度確認したいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） まだ自信を持って入居可能かという部分については、これは現実的に入居募集かけてみないと分からないということで、絶対ということはお答えできないかなというふうに思いますが、実は、現状の住宅につきましては、2LDKということで家族4人ぐらいを想定しています。

例えば、夫婦世帯で子どもが生まれて、二人ぐらいまでが入居していく状況になるかなという想定をしました。

例えば、3人目、4人目、さらには多く子どもができた場合には、当然ちょっと2LDKでは手狭になりますので、もうちょっと大きい住宅へ移動するだとか、当然持ち家住宅を建てていただくだとか、そういったことで定住促進につながればなというふうには思っていますが、今回考えたのは、4人家族程度で、子どもが2名という想定をさせていただいたときに、一人5,000円掛ける2ということで1万円を限度とする形を取らせていただいたのと、民間住宅の家賃制度、定住促進でも1万円が限度額ということで定めておりますので、そういったところも含めて対応をするということで検討して、今回提案をしております。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 追加してお答えをさせていただきたいと思えます。

自信を持って全戸、8戸、1戸今入居されていますけれども、残りの7戸について入居が可能かというお話でございますが、今回の定例会の後、補正予算にも計上しておりますけれども、その8戸分の住宅、各戸の環境整備を行う予定なのですが、そういったものをすべて合わせて、報道機関も利用させていただきながら、また、ホームページなどでもそういった住宅がこういった形で出来ましたよというようなお知らせもしながら、出来るだ

け入居について努力をしたいというふうに思います。

ただ、その募集の時期というものがありますから、その募集と同時に全てが全部埋まるというふうには、安易には考えているものではないということでございます。

出来るだけその辺の情報を外に出しながら、出来るだけ入居していただけるような方策を取っていくと。そういう考え方に立ってございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 私もこの要件緩和で全戸が入居になるということを期待しているのですが、でも、また何か月経っても入らないということも0%ではないわけですね。

そんなことにはならないというふうに思うのですが、仮に何か月もまた入居者が居ないということになれば、やっぱり民間住宅から比べて、要件緩和がさらに進まない、宝の持ち腐れというこんなことになるわけですが、そんなことにはならないと思うのですが、なった場合については、再度要件緩和について検討する必要があるというふうに思いますので、意見を述べて終わりにしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として頂戴しておきたいというふうに思います。

1時間を過ぎましたので、再開したときに質問してください。

20分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時19分

○議長（高橋和雄君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

議案第65号に対する質疑を続行させていただきたいと思います。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 先ほどの執行状況報告の中で、2回の募集を行った結果、1戸の入居者にとどまっているという報告がありましたけれども、2回募集をした中で、入りたいのだけれどどうなのだとかという中の見学ですとか、そういう状況があったのかどうか。

そしてそういった中を見学するですとか、駐車場を見て意見があったとしたら、そういう意見があったのかどうかということをちょっと。

それと同時に、駐車場は8戸分きちんと整備されているのを確認いたしましたけれども、何か私的にはちょっと狭いのかなという感じを受けましたけれども、今は1戸しか入っていないので、停まっている車は1台なのですけれども、今後、夫婦で入ったとしても、1世帯で2台の車を持つとかということになりますけれども、あの周りに止めさせるということも考えているのかなというように思いますけれども、ちょっと第2駐車場も用意するのかなというようなことを前回、ちらっとそのようなことも言っていたのかなと思っておりますけれど、そこら辺の整理、見学に来た人たちの意見があったとしたら、その内容をお聞かせください。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） まず、2回の募集状況についてお答えしたいと思いますが、まず1回目の募集につきましては、1件の応募があった状況でございます。

中の状況についても見たいということで、見て、申し込みをされたわけですが、実は選考委員会で決定をした後に辞退をされたのがまず1回目の状況でございます。

2回目の募集につきましても、1件の応募でございます。

この方も村外から来て、村内の方に情報を聞いて見に来られました。

そのときの見学の状況だとか、そういった話についてはちょっと確認していないので、意見があったかという部分については確認していないところですが、その1戸が今現在入居をしているというような状況になってございます。

駐車場の関係ですが、確かに1台分の設置ということで、今の時代、2台ぐらいが通常なのかなというふうに、当然単身は入れませんので、夫婦世帯もしくは子育て世帯になりますので、単身以外についてはやっぱり2台いるのかなというふうなことも踏まえ、現地調査、それぞれしながら検討をしてきました。

まず、公営住宅につきましては、こういった団地については基本的に1台のスペースが原則ということも含め、ただし、当然2台目ありますので、そういった部分をどう解消するかということはきちんと対処しないと入居につながっていかないということで、現地を調べた結果、建物の南側にスペースがあって、とりあえず、そこを入居者で、皆さんで話し合いをしながら上手に停められないかなということを話しました。

その後、やっぱり一冬越えて、除雪の問題、当然雪が溜まりますので、そういった部分できっと大変なことにも想定されますので、その1年をくぐってから、入居者の意見も踏まえて考えようかという話をしております。

建物の西側に、今コンテナだとか、若干役場の車庫が置いてあるのですけれども、そこを更地にして、車の置けるスペース、ちょうど隣になりますので、そういったことも検討はしていますが、当然木がおがりすぎていて、枝からのヤニが落ちてしまうだとか、そういったところもいろいろ検討し、ちょっと状況を確認しながら、駐車場については検討したいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 分かりました。

募集のときの状況は分かりました。

それぞれ1件ずつしかなかった。

それも中を見て、そして止めた方、最後の2回目の募集のときに見た人が今入居しているという状況であったのですけれども、1回目の見た人が止めた理由もちょっと聞きたかったなかというように思ったのですけれども、これは聞き取ることがなかったということでは、ちょっと今後につなげるためにも意見として聞けばよかったのではないかなと思いました。

それで、先ほど黒田議員の方から今後に対して、やはり工夫が必要ではないかというようなことも言われたのですけれども、私はやはり駐車場は、一般的には公営住宅は1軒に1台というようなことの規定で今まで進んできましたけれども、今回の場合は、特定公営住宅ということで、子育て支援を充実させるための住宅ということで、特化したこういうようなことの配慮もあっていいのではないかというふうに私は考えていました。

それで、今言われたように、私もあそこの近辺をよく散歩するので、入居状況をよく確認していたのですけれども、いつになってもあそこは埋まらない状況にあって、なぜなのかなというような心配をしておりましたけれども、夫婦でやはり車を2台持っているとしたら、やっぱりそういうようなことを、ここは特別に子育て支援を充実するのだというそういう認識のもとで進めていくべきだというように私は思っておりますので、そういう考えについて意見があればお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） ご意見ですが、村の考え方はどうですか。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 地方創生の一環ということで建てさせていただいた住宅なわけですが、その効果が出ていないと。

先ほど、担当課長の方から話いたしましたとおり、私も副村長も含めて現地調査して、住宅の南側の空きスペースが、我々が思っていたよりも広がったなということがあって、当初、第2駐車場的なものも必要ではないかという検討を持って現地行ったのですが、そういった面で、やはり早急にそこを整備するよりは、ちょっとやはり実際停めていただいて、実際に利用者の方のご意見いただいた中で、改善すべき点があれば改善するというので、まず状況を見ようということでの決断に至りました。

ただ、考え方としては、あそこはやはり地方創生、定住促進、子育て支援ということでの重要な施設であるというふうに考えておりますので、考え方は一致しておりますので、きちんと子育て支援、定住促進につながるような形で利用されるように、今後も適時状況を見ていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

1 番北嶋議員。

○1 番（北嶋信昭君） 今の駐車場の話出ましたけれども、以前、自分も一般質問しましたよね。

新たに造るのに、あのときの一般質問は何だったのかなと今考えているのですが、やっぱりこれからは車2台の社会だから、何とか2台目の駐車場を確保するような形で駐車場を造ってくれと、そういうふうに質問したはずなのですね。

その後から、他の団地の人からも、うちもそう言ってほしかったと。

そういう話が出ているわけですよ。

新たに造るときに、では、今までのところはいいけれど新たなおところはいらぬのかということになるのでしょうか。

そうではないのだよ。

これからは車は2台社会なのだから、そういうふうにしてくれという質問をしたはずなのです。

その辺をしっかりと、質問この場で終わってこれで終わりということにならないので、きちんと継続してやっていただきたいと思えます。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思えます。

そのほか。

よろしいですか。

これで質疑を終わらせていただきたいと思えます。

議案第65号に対する討論を行いたいと思えます。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第65号、中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第66号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎日程第14 議案第67号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

◎日程第15 議案第68号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第13、議案第66号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第14、議案第67号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第15、議案第68号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村職員退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する団体の名称変更に伴い、規約を変更するため、地方自治法の規定により、議決を経ようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長(阿部雅行君) それでは補足説明を申し上げます。

3件とも改正内容はほぼ同一ですので、一括してご説明申し上げます。

議案書は8ページからになります。

各組合規約の変更について、ともに西胆振消防組合が共同処理する事務の追加に伴い、組合の名称が西胆振行政事務組合に変更となったことと、江差町ほか2町学校給食組合が、構成する町の脱退に伴い、組合の名称が江差町・上ノ国町学校給食組合に変更になったことによる規約の一部を改正しようとするものでございます。

これにつきましては、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この3組の規約の新旧対照表につきましては、議案資料の3ページから掲載させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明終わります。

○議長(高橋和雄君) これで提案理由の説明が終わりました。

これから3件を一括して質疑を行いたいと思っております。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
議案第 66 号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
議案 66 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。
議案第 67 号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
議案 67 号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。
議案第 68 号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
議案 68 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 69 号 平成 29 年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第 17 議案第 70 号 平成 29 年度中札内村国民健康保険特別補正予算について

◎日程第 18 議案第 71 号 平成 29 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第 19 議案第 72 号 平成 29 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第 16、議案第 69 号、平成 29 年度中札内村一般会計補正予算について、日程第 17、議案第 70 号、平成 29 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について、日程第 18、議案第 71 号、平成 29 年度中札内村介護保険特

別会計補正予算について、日程第19、議案第72号、平成29年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についての4件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました各会計補正予算の提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ4,051万3,000円を追加し、総額を40億7,330万7,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ228万8,000円を追加し、総額を5億1,168万8,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計の総額に、それぞれ125万5,000円を追加し、総額を2億5,575万5,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ24万円を追加し、総額を2億5,054万円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、それぞれ補足説明をお願いしたいと思います。

はじめに、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番をご用意願います。

歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

それでは、12ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、新庁舎建設基本設計委託は、1,859万1,000円の追加をしよういたします。

特定財源として、庁舎整備基金繰入金を1,800万円追加しております。

基本設計は、延べ面積1,700平米で算定し、予定地の地質調査などを併せて実施することとしております。

また、基本設計の選定は、プロポーザル審査を予定し、外部審査委員に係る報償費なども併せて追加しております。

13ページをお開きください。

3目まちづくり推進費、説明欄、郵便料216万円の追加は、ふるさと納税者に対する特産品の送付について、郵送業務における効率化を図ることを目的といたしまして、業者を統一し、郵便料で予算を見るものです。

実施は10月から予定しております。

特産品の予算は、これまで報償費で見えていますが、寄付者が今後増加する見込みのため、報償費の減額は行いません。

14ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費、説明欄、障害者システム修正委託92

万5,000円の追加は、特定個人情報了他団体とやり取りをする際の標準レイアウトの改修が必要なことから、修正を行うものです。

特定財源として、社会保障、税番号制度システム整備費補助金が事業費の3分の2の額、61万5,000円を追加しております。

なお、この変更は、自動システム、国民健康システム、介護保険システムの改修も必要となりますので、それぞれの予算で追加をしております。

15ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄、修繕料165万円の追加は、中札内歯科医院の外壁塗裝修繕を進めていましたが、損傷が予想以上に激しく、東西南北4面修繕の予定が2面で終え、残り2面の塗装と、この損傷の原因である窓の雨漏り対策を行うため、今回追加を行うものであります。

17ページをお開きください。

7款、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄、プレミアム商品券事業補助金443万円の追加ですが、商工会が村内の商店等における消費拡大を目的として、11月に実施するプレミアム付き商品券の販売に対して補助しようとするものです。

3目観光費、説明欄の修繕料105万9,000円の追加は、札内川園地開園当初から利用している給水施設の制御盤取替修繕を行うものでございます。

次に、8款土木費、3項河川費、1目河川総務費、説明欄、河川維持工事費249万5,000円の追加は、昨年台風被害を受けた戸蔦別川支流のオショショナイ川の洗堀箇所の普及工事を行おうとするものです。

下段の土地購入費は、道河川整備に伴う土地購入のため、60万3,000円を追加いたします。

18ページ、5項住宅費、3目村営住宅管理費、説明欄の工事請負費及び備品購入費の追加は、先ほど説明しましたふれあい団地の関係ですけれども、入居基準を緩和したのと併せて、入退去時の負担を減らすため、冷暖房などの設備を設置しようと追加をするものです。

次に、10款教育費、5項社会教育費、2目施設管理費、説明欄、屋内多目的運動施設設計委託237万6,000円の追加は、この施設は補強して利用することが可能なことから、実施設計委託費を今回追加をするものでございます。

戻っていただきまして、9ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

9款地方交付税の普通交付税496万9,000円の追加ですが、交付額の確定により、今回の補正の財源として必要な額を追加するものです。

13款国庫支出金と10ページの道支出金の介護給付訓練等給付費負担金過年度分は、これは年間の利用実績が増えたことにより、それぞれ追加をするものでございます。

11ページ、お開きください。

18款繰越金、2,218万3,000円の追加ですが、決算剰余金見込み額から、法に基づく基金繰入額を除いた額を今回追加をするものです。

最後にもう一度戻っていただきまして、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費は、新庁舎建設設計委託業務、これについて繰越明許費とするものでございます。

次のページ、第3表地方債の補正ですが、これは臨時財政対策債発行可能額の確定によ

り、限度額1億1,970万円を1億880万8,000円に変更をするものでございます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、坂村住民課長、お願いします。

○住民課長（坂村暢一君） それでは、国民健康保険特別会計補正予算について、補足して説明させていただきます。

黒ナンバー8番、国民健康保険特別会計補正予算書8ページをお開きください。

まず、歳出ですが、1款総務費、1目一般管理費、13節委託料、説明欄の国民健康保険システム改修委託34万5,000円の追加は、社会保障税番号システム整備の国保分であります。

その下段、19節負担金補助及び交付金の国保総合システム維持負担金13万8,000円の追加ですが、来年度からの広域化に向けて、国保総合システム用パソコンの更新のため、国保連が一括購入し、その費用を分担するものであります。

次にその下段、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金の説明欄、過誤納還付金20万円の追加ですが、これはさかのぼって国保資格の移動があったことなどにより、国税の還付を行ったところ、今後の予算に不足を生じる可能性があることから追加しようとするものであります。

次にその下段、3目償還金の説明欄、精算返還金160万5,000円の追加ですが、これは平成28年度の療養給付費等負担金及び退職者医療に係る療養給付費交付金、特定検診等負担金の額が確定し、精算による返還が発生しましたので、追加しようとするものであります。

次に、歳入ですが、戻って6ページをお開きください。

2款国庫支出金、3目社会保障税番号制度システム改修事業費補助金及び8款繰入金、1目一般会計繰入金ですが、歳出で追加しました社会保障税番号システム整備を行うため、国庫補助及び一般会計から繰り入れしようとするものであります。

最下段、同じく8款繰入金、1目基金繰入金ですが、平成28年度療養給付費等交付金の精算返還金が生じたことから、財源調整を行い、160万5,000円を国保基金に繰り入れしようとするものであります。

7ページ、9款繰越金ですが、平成28年度の決算認定はまだ終えておりませんが、見込むことは可能ですので、歳出に見合う額として、33万8,000円を追加し、調整するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、黒ナンバー9番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただきたいと思っております。

まず、歳出の方から説明いたしますので、補正予算書の9ページをお開きください。

上段、1款総務費、一般管理費の委託料、説明欄、介護保険システム改修委託22万7,000円の追加は、先ほど一般会計で説明のあったとおり、個人情報データ一覧のレイアウトの変更がかかることから、ネットワーク化を可能とするため、機能修正を行うもので、ページ中列の財源内訳のとおり、3分の2の国庫補助と一般会計からの繰入金を財源として実施するものであります。

次に、10ページ中段、4款地域支援事業費、包括的支援任意事業費の委託料、説明欄、

生活支援体制整備事業委託300万6,000円の減額は、執行状況報告でもありましてとおり、昨年10月に開始いたしました生活支援体制整備事業の委託先である社会福祉協議会より事務局職員の体制が整わないため、本年度における事業の受託が困難であるとの申し出を受けております。

事業を停滞なく進めるため、一定の期間において、村直営により実施することといたしましたので、当初計上していた委託料の全額を減額いたします。

ページ下段、7款諸支出金、償還金利子及び割引料、説明欄、国庫支出金等返還金344万7,000円の追加は、28年度介護給付費負担金等の額確定によるもので、国・道からの負担金及び交付金の精算により、過大に交付を受けていた額として返還をするものであります。

11ページ中段、一般会計繰出金58万7,000円の追加は、国や道と同様に、前年度における介護給付費負担金及び地域支援事業分の繰入額を精算し、村の一般会計に返還するものであります。

次に、歳出予算の財源となります歳入の説明をいたします。

補正予算書の6ページまでお戻りください。

上段、1款介護保険料、第1号被保険者介護保険料、滞納繰越分19万4,000円は、平成28年度及びそれ以前の介護保険料未納額が確定しましたので、過年度分の滞納繰越額として今回計上するものであります。

ページ中段、3款国庫支出金、地域支援事業交付金、現年度分56万5,000円の減額、ページ下段、4款道支出金、地域支援事業交付金、現年度分28万2,000円の減額、さらに7ページの中段、7款繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金28万2,000円の減額並びに、その他一般会計繰入金のうち、説明欄にあります職員給与等繰入金233万3,000円の減額は、歳出側で説明いたしました生活支援体制整備事業委託の減額に伴い、それぞれ財源となる収入見込み額を調整するものであります。

続いて、7ページ上段、5款支払基金交付金、介護給付費等負担金、過年度分173万円の追加は、28年度介護給付費負担金の精算の結果、追加交付が発生したことによるものであります。

次に、8ページをご覧くださいと思います。

8款繰越金は、本定例会において、28年度決算認定を受ける以前ではありますけれども、収支決算による繰越額の確定見込みにより、628万5,000円を追加するものであります。

7ページをご覧ください。

下段、7款の介護保険事業基金繰入金につきましては、371万9,000円を減額し、介護保険特別会計全体の財源調整を行います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長、お願いします。

○施設課長（成沢雄治君） それでは、公共下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

黒ナンバー10番、公共下水道事業特別会計補正予算書の7ページをお開き願います。

歳出、説明欄、浄化センター管理費、備品購入費、水質試験器具24万円の追加は、平成8年に購入し、21年間使用しています電子分水器が8月中旬に故障し、部品がなく修繕が出来ない状況にあるため、新たに購入するものでございます。

財源につきましては、同額を一般会計繰入金により財源調整するものでございます。
以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行いたいと思いますが、時間が時間ですので、質疑は午後からにしてい
ただきたいというふうに思います。

暫時休憩をして、1時から再開をさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

議案第69号から議案第72号までの平成29年度一般会計から公共下水道事業特別会
計の補正予算について、4件を一括して質疑を行いたいと思います。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を行いたいと思いますので、質疑を出し
てください。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 一般会計補正予算の18ページの村営住宅管理費のところ、今
回、ふれあい団地の入居緩和、そしてまた、民間賃貸アパートの付属設備等に合わせると
いうことで、今回、冷暖房機の設置と暖房機の設置費の補正を見ているわけですが、
私もちょっと監査の現地調査に行ったとき、内部見させていただいたのですが、記
憶の中では、照明器具あたりも付いていなかったのかなど。

あと、調理台等もなかったような気がするのですが、そういったものの付属器具
等については設置する考えはないのかどうか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 18ページの村営住宅の状況について、一つずつちょっと説
明をさせていただきたいと思います。

まず、需用費の修繕料38万9,000円が、ウォシュレットを付けるということでの
修繕でございます。

それから、工事請負費のまず1点目の冷暖房機の設置工事につきましては、エアコンの
設置。

それから、ふれあい団地、暖房施設につきましては、FFストーブの設置。

それから、備品の購入につきましては、今質問ありましたとおり、LEDの照明を3部
屋分付けます。

さらにガスコンロにつきましても備品購入ということで、ガスコンロを備品購入で予定
をしていて、今回改修をするということになってございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 1点、介護保険関係の10ページ、先ほど説明を受けました生活支
援体制整備の事業、この件は、先ほど説明があったと思いますけれども、社会福祉協議会

との協議かなにか、委託の話かと思えますけれども、だめになった理由か何かがありましたら、ちょっとお聞かせをいただきたいと思えますけれども。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 先ほどの説明と若干被りますけれども、昨年の10月から委託をさせていただいています。

先ほども理由で申し上げたのですが、職員体制が整わないということで、実を言いますと、昨年4月に採用した1名の職員がその任務に当たるということで半年間の委託を始めただけですけれども、職員が急遽12月に自己都合で退職してしまいまして、社協においては、年明け以降、今年に入って職員の募集をしていたのですけれども、希望者が現れず、今は欠員の状態になっているため事業が出来ないという理由をいただきました。

これは4月になってからです。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） それでは何点かお伺いします。

まずはじめに、15ページの不育症治療費についてですけれども、このことについては、私がかねて3月の定例議会のときに一般質問をしようと思っていたのですけれども、たまたまインフルエンザにかかりまして、このことが質問出来なかったのですけれども、今回は補正予算で出たということでもありがたく思っております。

この不育症治療というのは、皆さんもあまり耳慣れない言葉だと思いますので、まず、不育症とはどういうことかということをお聞きしたいと思っております。

不育症というのは、妊娠はするけれども、お腹の中で子どもが育たない。

そして、2回以上の流産とか死産、あるいは新生児の早期死亡が過去にある場合。

そして、結果的に子どもが持てない場合を不育症と言っています。

それで、この不育症も治療することによって、最終的には子どもを産むことができ、子育てにつながるということがあります。

そして、不育症と原因としては、内分泌異常や子宮奇形、また、夫婦どちらかが染色体に問題があるなどいろいろな問題がありますけれども、この治療をすることによって、国の調べによると8割以上がこの治療を受けることによって出産が可能になるというような結果がありますので、ぜひ私もこのことに村としても人口増につながる施策として取り組んで、少しでも、一人でもそういう悩んでいる人に手助けが出来ればというように思っていたところ、このように不育症治療に対して、一人当たり1回20万円、この内容でいくと。

そうしましたら、北海道の助成は、最初10万円というように出ておりますので、1回の治療で、村の補助を含めて30万円ということになりますけれども、この治療は本当に多額のお金がかかるというのが今まで治療を受けた人たちのことなのですけれども、このことは、治療を受ける場所もなかなか治療する機関も遠いところでないといえるのですよね。

旭川にあるとか大都市でないと無いということで、これからも受けたいと思ってもこれだけの費用ではなく、自己負担がもう少しかかるというような状況が出てくるかと思えますけれども、そういったときには、やはりもう少し考えるべきことも出てくるかと思えますけれども、とりあえずそういう人がいれば、村としても少しは助成をしていくという姿

勢がやはり必要だというように私は考えておりましたので、このことに対しては、まず取り組んでいただけたということに対しては感謝したいと思います。

そこで、これに対する不育症治療を受ける年齢制限があるのかどうか。

それと後、回数ですね。

1回で終わり、その人が2回、3回とその治療を受けたいと思ったらそれに該当するのかということと、それと後、これに対する村民への周知方法ですね。

そういうことに対して、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと後もう1点、18ページの教育費の中で、屋内多目的運動施設設計委託ということで、先ほどちょっと説明があったのですが、この多目的運動室の、例えばどういうものを想定してこの設計をして進めるのかということがもう少し詳しく分かっていて、こういう内容の施設にしたいというようなことがあれば、聞かせていただきたいというように思います。

その2点について、まず。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） ただいま1点目の質問、年齢制限の関係、回数の関係、周知方法の3点でよろしかったでしょうか。

まず、年齢制限についてはございません。

ただし、中札内村については、1月1日住所を有していて、村税等に滞納がないという条件を付けております。

あと、回数については、今回の補正で1回当たりの20万円ということで上げていますけれども、回数についても制限ありません。

実際、今まで村民ではいなかったかなと思うのですが、出てきてほしくはないのですが、出てきた際には、その回数分、補正予算で対応していく予定です。

周知方法です。

今議会を終えてからになります。広報等で不育症、あと、不妊の治療も併せて、広報誌に掲載して周知していきたいというふうに考えています。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 最も多く使っていただけるのではないかと考えているのが、ゲートボールであります。

現在の体育館分館が耐震工事やっていないということで、それに代わる施設として、旧中札内水泳プールを屋内多目的運動施設に改修をして、主にゲートボールなどに使っているものと考えています。

具体的な実施設計は、この予算が通りましたら、早期に発注をして、来年度の予算編成に間に合うころまでに具体的なものについては詰めていきたいと思いますが、例えばの例としては、中学校の部活ですとか、少年団活動で、雨天時に外では出来ないような練習、軽い練習ですね。

例えば野球のキャッチボールですとか、サッカーのパスワークですとか、その程度の練習が出来るような施設になるのかなという感じで今考えております。

屋根までの高さがないものから、テニスなどについては厳しいかなというふうに考えておまして、それ以外で、既存の面積で出来るような雨天時の代替施設として、軽い練習が出来れば良いかと、そういう感じで今は考えております。

具体的にはこれからです。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 不育症治療費の中身については分かりましたし、周知法についてですけれども、広報で周知をするということでしたけれども、やはりこの悩みについて、なかなか表に出せないというような人が多いのではないかなというように思いますので、この周知方法については、例えば、子どもをお持ちのお母さんたちが集まるような、そういう小さな集会のときにでも、こういうようにして、不育症の治療することによって出産に結び付くのだよということを丁寧に説明していかないと、このことの理解がまだ浸透していかないのではないかと思いますので、やはりそういう小さな団体の中でも説明をしていって、こういう村としても助成もあるし、このことに対してしっかりと説明をしていくということが私は必要ではないかなというように思っていますので、こういうような方法もぜひ考えていただければと思います。

たまたまやはり、先ほども言いましたように、この治療費も高額ですし、原因を追究するためにも少し時間がかかるというようなことも聞いていますので、これは長い目で、やはりその人に寄り添って、その人の対処をするということが私は重要とっておりますので、そういうことに努めていただければというように思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

それと、体育施設の設計委託の内容については分かりました。

ゲートボールを主な施設として改修するというところで、ではそしたら床は土というようなことで、その周りとかそういうような改修ということは、あのままの施設を利用するというようなことになるのかしら。

ちょっと想像がつかないので。

冬になるとすごい寒いのではないかと思いますのですけれども。

どこら辺までをどのように、具体的ではなくても、大体設計費が出ていますので、おおよその内容が分かればと思うのですけれども、まだそこまで我々の議会の議決がないので進めていないということであれば、それはそのようになるかもしれませんけれども。

その点、分かればお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 最初の不育症に関しては意見として処理させていただきたいというふうに思います。

多目的施設について答弁をお願いします。

高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） まず、床ですけれども、既存のプールの水槽については、当然無くなりまして、土ではなくて現在の屋内のゲートボール場と同じように、人工芝のようなものを床材として貼って使うのがいいかなと考えております。

それから、冬期間についても、現在の施設も冬期間使えるように暖房設備がありますので、改修にあたっては、断熱材の吹込みを行ったり、それから暖房設備の設置、今もボイラーはありますけれども、暖房設備についても整備をして、通年使えることを考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） では、学校の部活動として使えるということに対しては、ゲートボールが使われていないときだけを使うという想定でよろしいのでしょうか。

今回、設計が出てきましたら、またその内容については分かりますので、またそのときに質問させていただきますけれども、そこら辺がどのように調整されるのかなと。

ゲートボールを使っている、その部活のときにも使えるのかなというようなことをちよっと思ったので。

そこら辺の調整がどうやって考えているのか。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 例えば学校の部活、少年団については、放課後の活動になりますので、そこについては、ゲートボールは午前中から午後のどこかの時点まで。

そこは調整になると思います。

ゲートボールが終わった以降、部活あるいは少年団の室内での練習ということが出来ればいいなと考えております。

○議長（高橋和雄君） 3回終わりましたので、次の人の質問を受けたいというふうに思います。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、何点かお伺いをいたします。

ただいまも男澤議員の方から質問があつて、教育委員会から答弁があつた18ページの屋内多目的運動施設の設計委託の関係ですが、今答弁あつたとおり、主にはゲートボール場と、こういうことですね。

これについては、過去、かなり前から建設要望をしまして、延び延びになっていた案件でございますが、平成29年度の当初に、旧中札内プールを活用するのだけれども、かなり古いということで、構造、耐震等の調査を実施する必要があるということで、当初予算で百何十万円かな、かけて6月末までの調査をした結果、補強をして実施設計をしたいというこんな内容だと思うのですけれども、その耐震構造等の百何十万円かけた調査結果ですね。

具体的にどのような調査結果になったのか。

それを受けての実施設計ということですが、今も質問がされましたけれども、全体含めて、それらを受けてどのような構造というのですか、形の実施設計の概要を考えておられるのか。

再度お答えをいただきたいというふうに思います。

それと、18ページ、ふれあい団地の冷暖房機械工事、この部分は分かりましたけれども、私は今までの新設の村営住宅については、これらの暖房機についてはもう付いていることだろうなという気がしていたのですけれども、今回、改めて出てきたということは付いていないのですよね。

ちょっと記憶が定かでないのですけれども、いつから村の方で暖房機を付けないことにしたのか。

その辺の経過について教えていただきたいなというふうに思います。

それから、17ページのプレミアム商品券事業443万円ですか。

これについては、今まで11月、12月ということで、年末になって補正予算を組んでやるべきだということで僕もかなり言った記憶があるのですが、11月から実施をするということで、今回補正出てきたことについては非常に評価をするものです。

それで、例年の内容を同じだというふうに思うのですが、この概略内容について教えていただきたいのと、あと、前も聞いたことあると思うのですけれども、マックスバリュー、あるいはまた、ニコット、あるいはさらに今度、旧中札内小学校の方にJAの販売所が出来ますよね。

そういったものも加えるようなことで進めることが、消費者、住民にとっても非常にいいことだなという気がするのですけれども、それらの考え方について教えていただきたいというふうに思います。

それと、16ページの村有林管理費の機械借上料31万4,000円ということで特に追加されていますが、こういった内容なのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 今回の調査結果ですけれども、構造計算応力解析ということをやりました、現行の積雪時では耐力が不足するという調査結果が分かりました。

そこで、ただ、使えないということではなくて、補強すれば使えるということの調査報告が上がっていることから、今回、既存の施設を改修して運動施設にしようとすることを決断したものです。

現行、積雪荷重に耐えられる鉄骨架構とするために、鉄骨に補強するという工事をすることによって、耐用年数は過ぎておりますけれども、使用については耐えられるということです。

このプールについては、プール棟とそれから管理棟と大きく二つに分かれていまして、プール棟については、先ほど男澤議員の質問に答えさせていただいたように、フラットなゲートボールが出来る人工の床材にして、断熱もして、通年使えるものになりたいという考え方です。

例えば、先ほど申し上げた野球ですとかサッカーということも想定していますので、そういったボールが、いわゆる球技が支障にならないようなネットの設置ですとかそういったことも必要なのかなと考えております。

現在の管理棟の部分については、休憩室、トイレ、機械室、管理室のような構造になる予定で考えております。

管理棟とプールを、プールと言いますか、運動施設本体の方をつなぐ渡り廊下についても、現在は外で階段になっていますけれども、容易に往来が出来るような構造に改修をする考えであります。

それも屋内ということで、つなぐ、いわゆる渡り廊下的なイメージで考えております。

細部につきましては、最も使われるゲートボールの関係者の方のご意見も伺いながら、細かいところについては詰めて利用しやすいような施設にしていきたいなと思っております。

○議長（高橋和雄君） ふれあい団地の関係は、成沢施設課長、お願いします。

○施設課長（成沢雄治君） 公営住宅の暖房機の設置状況のお話だったかなというふうに思いますが、経過についてちょっと説明をさせていただきたいというふうに思います。

公営住宅で通常の暖房機を設置し始めたのが、平成5年からめぐみ団地を建設するときから暖房機が設置ということになっております。

いつまでかというと、平成22年までの公営住宅につきましては、暖房機を設置して建設をしているところがございます、22年というと、鉄道記念公園にあります鉄道公園団地、そこまでが暖房機を村で設置した住宅というふうになります。

23年以降、ちょうどときわ野団地が公営住宅として建設を始めたときから、実はその後の経費がかかっていくということで、23年以降につきましては、暖房機の設置をしないことで進めるということで今日まで来ている状況にありますので、昨年建てましたふれあい団地につきましても、もともと暖房機が無いというような状況でございました。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、プレミアム商品券の概略の内容についてですけれども、今回、販売セット数につきましては2, 100組を想定しております。

昨年は2, 000組の販売でしたので、今年度につきましては100組ほど多い販売となります。

昨年度、販売終了完売後にも問い合わせ等が100件程度あったことから、今年度、販売セット数を100件増加しております。

また、プレミアム額につきましては、1万円で2, 000円のプレミアムということで、この部分については、昨年度と変更はございません。

あと、利用期間についてですけれども、昨年度は12月18日以降3月31日までという利用期間でしたけれども、今年につきましては、1カ月前倒しをしまして、11月19日から販売する予定でございます。

こちらの部分につきましても、11月中に販売することで、12月に入り、すぐ利用できるという利便性を考慮して、1カ月前倒しを図るものでございます。

その次のマックスバリュー、あるいはホームマックニコット、あとJA直売所で商品券が使えるかどうかというご質問だったのですけれども、まず、マックスバリューあるいはホームマックニコットの部分につきましては、昨年度からもう既に利用できる状況になっておりますので、基本的にはこの流れは今年度も利用できるというふうに考えてございます。

JA直売所の方につきましては、まだその部分を調整しておりませんので、その部分については、商工会の方にも確認をしていきたいというふうには思います。

続きまして、村有林の機械借上料の関係でございますけれども、こちらの方は、協和地区の国道236号から村道39号の間に、東1線から東4線に防風保安林がございますが、27年に営農の支障があるということで、畑のきわを列状間伐を実施しています。

その後、今年に入りまして、たまたま測量によって列状間伐をした切り株が民地、いわゆる農地の方との境界線に入っているということが確認できましたので、今回、農地の復元で、農地に入り込んでいる部分の切り株を伐根するための機械借上の費用を今回補正で計上させていただいたところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは2回目ですが、17ページのプレミアム商品券の関係です。

大体分かりました。

ただ、農協の直売店ですか、9月の中旬ごろオープンするようです。

今までは農協の方でそういうあれには入らないということで、店から外したのかな。というちょっと記憶があるのですが、今回、農産物ということで、一応、消費者や何かもぜひこういうプレミアム商品券を使って買いたいという方も恐らく出てくると思いますので、ぜひ、農協の方にも声掛けをしていただいて、参加してもらおうようなことで、商工会とも協議をした方がいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひそういう方向で調整をしてもらいたいというふうに思います。

それから、あと、屋内多目的運動施設の関係です。

高桑次長も話していただきましたとおり、愛好者であるゲートボール協会ですか、主な施設として本当に期待をしていることだというふうに思いますので、次長が言うようなことで、説明をしていただいて、意向を聞いた中で丸々実現できるのかどうかはちょっと分かりま

せんけれども、最大限意向を聞く中で、調整をして実施設計の委託を発注してもらいたいというふうに考えています。

それと、あと、12ページの災害見舞金10万円って出てきていますけれども、何か災害対象、ちょっと想像つきませんので、何が該当したのかなということをお聞きをしたいと思います。

それと、先ほどちょっと説明にありました講師謝礼40万円ですか、何か庁舎建設の関係で、外部審査に出す報償費で40万円追加補正したのだという何かそんな記憶があるのですけれども、もっと分かりやすくご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 前の二つの関係は意見として処理させていただきたいと思います。阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） それでは、12ページ、総務費で見えています災害見舞金についてご説明申し上げます。

これにつきましては、九州北部豪雨災害に見舞われた日本で最も美しい村連合に加盟している福岡県東峰村、ここが朝倉市と隣で、災害を同様に受けてございます。

ここに対して、最も美しい村連合事務局の方で災害支援いたしましようということでも連絡がございまして、加盟している団体、その加盟団体の考えですけれども、支援する形になりました。

それで、今回、私たちの中札内村においても、東峰村におきましては、災害救助法の適用もされていることですので、北海道内、割と10万円という義援金の額が多かったことから、当村も10万円の義援金を贈るように、今回予算を見てございます。

もう1点、ご質問ありました新庁舎建設基本設計委託に伴う外部審査ということですが、基本設計委託に当たりまして、プロポーザルの審査を行う予定でございます。

プロポーザルにつきましては、審査委員を設けて行います。

当然、その道の専門家、建築ですので建築の専門家を委員に頼むわけなのですけれども、村内ではなくて、外部の建築の権威のある方を依頼しようと思っております。

想定といたしましては、外部委員を2名。

そして、あとは村内の関係者等5名から6名で審査会を設ける予定でございます。

今回予算を見ているのは、その外部委員に係る費用、報酬、旅費を見てございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問ございませんか。

よろしいですか。

質問がないようですので、質疑を終わらせていただきたいというふうに思います。

それでは、最初に、議案第69号に対する討論を行いたいと思います。

議案第69号に対する討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案69号、平成29年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

議案第70号に対する討論を行いたいと思います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案70号、平成29年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

議案第71号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案71号、平成29年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

議案第72号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案72号、平成29年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 中札内村新庁舎建設調査特別委員会の設置について

○議長(高橋和雄君) 日程第20、中札内村新庁舎建設調査特別委員会の設置についてを議題にいたします。

ただいま議決した補正予算で提案のあった中札内村新庁舎の建設に関しては、十分な調査と検討が必要であると考えます。

この特別委員会の設置については、委員会条例第5条の規定により、議長を除く6人の委員で構成する中札内村新庁舎建設調査特別委員会とし、これに付託の上、新庁舎の建設に向け十分な調査検討を行っていただきたいと思います。

また、この委員会は、調査検討が終了するまで審査を行うことにしたいと思います。
このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、この中札内村新庁舎建設調査特別委員会の設置については、議長を除く6人の委員で構成することとし、これに付託の上、調査検討が終了するまで審査することに決定をいたしました。

休憩中に中札内村新庁舎建設調査特別委員会を開催し、委員長と副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

暫時休憩をして、委員会を行っていただきます。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時49分

○議長(高橋和雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

休憩中の中札内村新庁舎建設調査特別委員会において、委員長と副委員長の互選が行われました。

その結果、報告書が議長に提出されましたので、報告をしたいと思います。

委員長には、中井康雄議員、副委員長には、男澤秋子議員が互選されましたので、その旨を報告させていただきます。

◎日程第21 認定第1号 平成28年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第22 認定第2号 平成28年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第23 認定第3号 平成28年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第24 認定第4号 平成28年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第25 認定第5号 平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第26 認定第6号 平成28年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第21、認定第1号から、日程第26、認定第6号までの平成28年度中札内村各会計歳入歳出決算認定についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括上程認定議題に供されました各会計決算の提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

平成28年度の各会計決算がまとまり、監査委員による決算審査も終わりましたので、地

方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定をお願いするものです。

主要な施策の成果並びに実績報告書、財産調書を提出しておりますので、内容をご精査いただき、認定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 審議については、11日から3日間予定しておりますので、その中でいろいろな審査をしていただきたいと思います。

続いて、監査委員の決算審査意見を求めます。

木村代表監査委員、よろしく願いをいたします。

（木村誠代表監査委員登壇）

○代表監査委員（木村誠君） それでは、平成28年度決算審査のご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度各会計歳入歳出決算審査を終了し、平成29年8月29日、村理事者に決算審査意見書を提出いたしました。

審査期間は、平成29年7月28日に現地調査を行い、8月2日から8月9日までの土、日曜日を除く6日間の日程で行いました。

審査中、軽易な点については各課長を通じ個々に指摘し、改善と対応を求めています。決算審査の主な内容はお配りしています決算審査意見書をお読みいただければと思います。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 以上で提案理由の説明及び代表監査委員からの決算審査意見が終わりました。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとし、明日8日から10日までは、議事の都合により休会とし、11日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

よって、次回は11日午前10時から本会議を再開することに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

散会 午後 1時53分